

一般質問

・コロナ禍での令和3年度  
予算編成方針等について



河原崎 恵士

**問** 令和2年度のコロナ対策支援策の中間自己評価についてどのように分析しているか

**答** 疲弊した市内経済を立て直すことが最重要課題と考え、市独自の「スーパープレミアム商品券」「イート券」を発行しました。直接的経済効果は3億4千万円余と試算しています。事業者からも好評であり、市内経済の立て直しに寄与したと感じています。



**問** 令和3年度の歳入見込みについて

**答** 市民税は個人給与所得や営業所得の減少及び企業収益の減少による減収、固定資産税は評価替えや大型償却資産税の減収

が見込まれます。更に軽自動車税、たばこ税も減収を予想しています。

**問** 令和3年度の最重点施策は

**答** 新型コロナウイルス感染症防止策と経済活動の両立を図りながらの財政措置が必要であり、新型コロナウイルス感染症拡大が収まらない場合は基金の取り崩しを視野に入れ最大限の財政措置を行っていきます。

**問** 令和3年度の市内企業や子育て世帯への支援策は

**答** 国におけるGOTOキャンペーンなどの事業を注視しながら経済措置を講じていきます。

子育て世帯への支援は経済的負担が増加した場合は有効的な支援を講じていきます。

一般質問

・町内会の認可地縁団体へ移行について



齋藤 洋

**問** 町内会の認可地縁団体への移行状況については

**答** 旧浜岡町側は、21町内会の内1町内会が移行済みです。尚、集落単位で7団体が認可地縁団体となっています。旧御前崎町側は、12町内会の内11町内会が移行済みとなっています。

**問** 町内会が認可地縁団体へ移行していないと、どんな不具合が考えられるか

**答** 認可地縁団体に移行していない町内会については、町内会名義の財産の取得や所有ができないので、個人名義の取得や所有とならざるを得ない点です。

**問** 認可地縁団体となっていないと、金融機関の口座開設に支障をきたすと考えるが、各町内会名義の口座を市は把握しているか

**答** 市としては、把握しておりません。ただし、市が振込のために債権者登録している口座は、把握しております。

**問** 今後、マネーロンダリング対策の一環として、金融機関口座の新設、維持の条件が高まると考えるが、認可地縁団体となっていない町内会の金融機関口座が維持できるか否か、市は、各町内会の規約をチェックしているか

**答** 認可地縁団体以外の町内会については、規約をチェックしておりません。

**問** 今後、財産区の土地などを町内会へ払い下げるとか、新たな財産を町内会が所有することなどを想定すると、市内の町内会全てを、早期に認可地縁団体へ移行させるべきではないか

**答** 認可の対象となるのは、不動産又は不動産に関する権利を保有している町内会又は将来確実に保有すると見込める町内会で、地方自治法第260条の2第2項の要件を満たしている町内会が対象となります。従いまして、全ての町内会を一律に移行させることはできません。